



# 広島県報

定期  
第17号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則 (県法規登載)	一
規則	
告示	
平成十八年広島県告示第八百三十五号(広島県人口移動統計調査の目的、期間など)の全部を改正する告示	三
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要	四
保安林予定森林(三件)	六
道路の区域変更(二件)	七
道路の供用開始(二件)	八
港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定	八
公告	
特定非営利活動法人の認証申請	八
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	九
県営土地改良事業の工事の完了(四件)	〇
選挙管理委員会告示	
不在者投票のできる施設の指定	〇
不在者投票のできる施設の内容の変更	一
不在者投票のできる施設の指定の取消し	一
平成十七年広島県選挙管理委員会告示第百十一号(公職選挙法の規定による開票区の設定)を廃止する告示	一
公安委員会告示	
遊技機の型式の検定の告示	一

### 公布された規則のあらまし

- 一 改正の要旨  
広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則(規則第七号)(統計調査室)  
調査票の記入者の負担を軽減することを目的として、調査事項から「転出入前後の就業状態」を削るとともに、乙調査票の見直しを行った。
- 二 施行期日  
平成十九年四月一日

## 規則

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月五日

### 広島県規則第七号

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則

広島県人口移動統計調査規則(昭和四十年広島県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十号」を「第九号」に改め、第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。  
別記様式第二号を次のように改める。

広島県知事 藤田雄山

様式第 2 号 ( 第 6 条関係 )

( 表 面 )



広島県

人口移動統計調査乙調査票 ( 秘 )

※ 管理番号				
--------	--	--	--	--

調査へのご協力のお願い

・人口の動きは、地域の経済や健康、社会の発展と深く関わっています。この調査は、どのような年齢の人が、どのような理由で移動されるのか、また、「Uターン」などの交流・定住人口の状況など、県や市町において、地域づくりのための施策の推進資料を得ることを目的として行っています。  
 ・ご記入いただいた内容は、個人が特定されず「Uターン」として、統計資料を作成するために使用しますので、調査へのご協力をお願いします。  
 ・本ウツのIPを記入してください ※印の欄は、記入しないでください

1 転入前・転出先の住所地について

転入、転出のどちらかの番号に○をして、住所地 ( 国外の場合は都道府県欄に国名 ) を記入してください

1 転入:今まで住んでいた所	→	( 住所地を記入 )			※ 市区町村コード		
2 転出:これから住む所		都道府県	市 郡	区 町 村	10	11	12

2 移動する理由について

主な理由を一つだけ選んで番号に○をしてください ( 用語の説明は裏面にあります。 )

1. 就職	2. 転 動	3. 転業・転職	4. 退職・廃業	5. 就 学
6. 卒 業	7. 婚姻関係	8. 住宅事情	9. その他	※

3 移動者の性別・出生の年月について

移動する全員について記入してください

移動の主な原因 となった人	性別	生 ま れ た 年 月		毎月を記入
		番号に○印	番号に○印	
1 1	男	2 女	1. 明治 2 大正 3 昭和 4. 平成	24
2 2	男	2 女	1. 明治 2 大正 3 昭和 4. 平成	34
3 3	男	2 女	1. 明治 2 大正 3 昭和 4. 平成	44
4 4	男	2 女	1. 明治 2 大正 3 昭和 4. 平成	54
5 5	男	2 女	1. 明治 2 大正 3 昭和 4. 平成	64

4 移動の形態 ( Uターン など ) について

( 1 ) 移動の主な要因となった人の 15 歳の時の住所地は、この調査票を提出する市町村と同じですか。  
 番号に○をして、違う場合は、その時の住所地を記入してください

1 同じ 市町村	→	( 住所地を記入 )		
2 違う 市町村		都道府県	市 郡	区 町 村

★ 現在の行政区域で回答してください ( 不明な場合は、旧市町村名を記入してください。 )

( 2 ) 今回の転出入先に 5 年以上居住する気込みがありますか、番号に○をしてください

1 1	2	3
ある	ない	未定

この調査票は、市・区・町の窓口へ提出してください、ご協力ありがとうございます。

( 裏 面 )

【 用 語 の 説 明 】

( 移動する理由 )

- 就 職 …… 新たな就職、卒業と同時に就職
- 転 動 …… 同一企業内の勤務場所の変更
- 転業・転職 …… 現在の仕事・勤め先の変更
- 退職・廃業 …… 退職や廃業
- 就 学 …… 学校に入学・転校
- 卒 業 …… 学校を卒業(修了) (卒業と同時に就職するときは就職)
- 婚姻関係 …… 結婚、離婚、養子縁組など
- 住宅事情 …… 新築、転宅など
- そ の 他 …… 上記の区分にも該当しないもの

附則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の広島県人口移動統計調査規則別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

広島県告示第二百十一号

平成十八年広島県告示第八百三十五号(広島県人口移動統計調査の目的、期間など)の全部を次のように改正し、平成十九年四月一日から施行する。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 調査の目的

広島県人口移動統計調査(以下「人口移動統計調査」という。)は、本県人口の移動状況の実態を把握し、各種行政事務の基礎資料とするとともに、市町人口の推計資料を得ることを目的とする。

二 調査の期間

人口移動統計調査は、平成十九年四月一日から始まり、毎月一日から末日までを一単位期間として、継続して行う。

三 調査の種類

人口移動統計調査は、甲調査と乙調査とする。

四 調査の対象

人口移動統計調査は、次の者について行う。

1 甲調査

- (一) 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づき、住民基本台帳に記載されている者及び住民票に記載され、又は住民票を削除された者
- (二) 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)に基づき、外国人登録原票に登録され、又は外国人登録原票を閉鎖された者

2 乙調査

県内の一の市町(広島市にあつては、区。以下この項において同じ。)の区域内から当該の市町の区域外に住所を移す者(以下「市区町外転出者」という。)及び県内以外

の区域から県内の市町の区域内に住所を移す者(以下「県外転入者」という。)で住民基本台帳法に基づき住民票に記載され、又は住民票を削除された者

五 調査事項

人口移動統計調査は、次の事項を調査する。

1 甲調査

- (一) 男女別人口
- (二) 世帯数
- (三) 転入者数
- (四) 出生者数及び死亡者数

2 乙調査

- (一) 性別及び出生の年月
- (二) 転出先又は転入前の住所
- (三) 転入の理由
- (四) 転入者の十五歳時の住所地
- (五) 転出入先での居住の見込み

六 調査の方法

1 甲調査

市町長は、住民基本台帳法第五条に規定する住民基本台帳又は同法第八条の規定による住民票の記載若しくは削除及び外国人登録法第四条第一項に規定する外国人登録原票、同法第八条第一項に規定する変更登録申請書又は同法第五項による登録原票送付書により、甲調査票によって人口移動の状況を知事に報告するものとする。

2 乙調査

(一) 市区町外転出者は、住民基本台帳法第二十四条の規定による転出届をする際に、県外転入者は、同法第二十二條の規定による転入届をする際に、知事が市町長を通じて配布する乙調査票によって申告するものとする。ただし、乙調査票の記入に当たり、申告すべき者に特別の事情がある場合には、市町の職員が調査事項を質問して乙調査票に記入することができる。

(二) 住民基本台帳法第八条の規定に基づき市町長(広島市にあつては、区長。以下この項において同じ。)が職権により住民票の記載又は削除を行う者については、当該市町長がその住民票の記載又は削除を行う際に、乙調査票によって知事に報告するものとする。この場合において、区長は、広島市の長を経由するものとする。

広島県告示第二百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田雄山

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市大野三三七番地四 チチヤス株式会社 代表取締役社長 佐古和弘
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市大野三三八番地一 他四六筆 チチヤス株式会社

二 申請の内容

二 イ 畜産食品製造業の用に供する原料処理施設一基を新設し、二 イ 原料処理施設八基、二 ロ 洗浄施設六基の使用方法を変更し、二 イ 原料処理施設二基、二 ロ 洗浄施設一基を廃止する。

1 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種 類	能 力	等 期		
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
二 イ 原料処理施設 STP・C4H2殺菌施設	一時間当たり二、〇〇〇リットル処理		許可後直ちに	着工後一ヶ月
			許可後直ちに	完成後直ちに

使用の方法	排出される汚水等の汚染状態					使用時間 (使用の季節的変動)
	項目	単位・水素指数	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	
排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	八	六・〇	六五	二〇	三五	五時間断続使用 (なし)
	一一	六・〇	七五	四〇	六〇	最大

(その二)

使用の方法	排出される汚水等の汚染状態					種 類	等 期
	項目	単位・水素指数	化学的酸素要求量	窒素含有量	窒素含有量		
排出される汚水等の一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	通常	六・〇	六五	二〇	三五	二 イ 原料処理施設 八基、二 ロ 洗浄施設六基	既設
	最大	六・〇	七五	四〇	六〇	同上	許可後直ちに

(その三)

排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	使用の方法			使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	工 期 等			種 類	変更前	変更後	
	排出される汚水等の汚染状態				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				種 類
	窒素含有量	化学的酸素要求量	項目								
一八	三〇	三五	通常	一六時間断続使用 (なし)	既設		二〇ヶ所 洗浄施設	RBS-1(四リンサイ)	変更前	変更後	
二四	四〇	四〇	最大								
二二	三五	六五	通常	二〇時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後一カ月	許可後直ちに	同上	変更後	変更後	
二九	六〇	七五	最大								

(その四)

排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	使用の方法			使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	工 期 等			種 類	変更前	変更後	
	排出される汚水等の汚染状態				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				種 類
	窒素含有量	化学的酸素要求量	項目								
六六	-	-	通常	一六時間断続使用 (なし)	既設		二〇ヶ所 洗浄施設	RBS-1(四リンサイ)	変更前	変更後	
七六	-	-	最大								
七六	-	二	通常	二〇時間連続使用 (なし)	完成後直ちに	着工後一カ月	許可後直ちに	同上	変更後	変更後	
八八	一・五	三	最大								

(その五)

排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	使用の方法			使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	工 期 等			種 類	変更前	変更後	
	排出される汚水等の汚染状態				使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日				種 類
	窒素含有量	化学的酸素要求量	項目								
三〇	三五	通常	既設				二〇ヶ所 洗浄施設	K・三ヶ所 スウォッシュャー	変更前	変更後	
四〇	四〇	最大									
三五	六五	通常	完成後直ちに	着工後一カ月	許可後直ちに		同上	同上	変更後	変更後	
六〇	七五	最大									

(その六)

既設の二ヶ所 原料処理施設二基 (HX-1、SR10-3)、二ヶ所 洗浄施設一基 (K・四) は許可後廃止

2 汚水等の処理の方法 汚水処理施設

使用の方法 処理前処理後の 汚水等の汚染状態	項目	工 期 等 使用 開始 予定 年月日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工 事 着 手 予 定 年 月 日	変更前		変更後									
					既設	変更前	完成後直ちに 着工後一ヶ月	許可後直ちに								
(化学的酸素要求量 (単位・リットルにつきミリグラム))	通 常	五二	最大	五七	通 常	二〇	最大	三〇	通 常	八〇	最大	九五	通 常	二〇	最大	三〇
	処 理 前															

3 排水水の汚染状態  
変更なし

三 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成十九年三月五日から  
平成十九年三月二十六日まで

2 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び廿日市市民生活部環境政策課

広島県告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。  
平成十九年三月五日

一 保安林予定森林の所在場所

尾道市向東町字垣山丙五九〇九、乙五九一一、乙五九一三、五九一三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。

広島県告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の森林を保安林予定森林にした。  
平成十九年三月五日

一 保安林予定森林の所在場所

尾道市瀬戸田町林字小米山九三、九四の一、一一三、一一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。



広島県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田 雄山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区	間		新旧敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
東広島市黒瀬町大多田字沖之原二二二番三地先	七・五〇	七・五〇	四六・五〇		
東広島市黒瀬町大多田字沖之原二二〇番一地先	三・五〇	三・五〇	四六・五〇	拡張	

広島県告示第二百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局庄原支局において、平成十九年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線	庄原市口和町金田字本谷二四八番一地从先から庄原市口和町金田字下金田二二一番一地从先まで	平成十九年三月五日

広島県告示第二百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年三月十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年三月五日

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道三七五号	東広島市黒瀬町大多田字沖之原二二二番三地从先から東広島市黒瀬町大多田字沖之原二二〇番一地从先まで	平成十九年三月五日

広島県知事 藤田 雄山

広島県告示第二百二十号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定によって、川尻都市計画臨港地区(川尻港臨港地区)内における分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県呉地域事務所建設局管理課において縦覧に供する。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田 雄山

分区の種類	区	面積 (ヘクタール)
商港区	呉市川尻町西二丁目一部	〇・三七
漁港区	呉市川尻町西二丁目及び同市川尻町東二丁目それぞれの一部	〇・二五

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田 雄山

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人環境調査改善研究会	代表者の氏名 三好 康彦	主たる所在地 広島県庄原市七塚町五六二番	定款に記載された目的 この法人は、環境の調査活動を行い、環境の現状を明らかにし、必要に応じて改善の方法を環境に関心のある個人、団体あるいは県や市町村の行う環境行政に提案することをも、併せて企画・出版・講演等を通じて発信する事業を行い、環境改善を旨とし、持続可能な循環型社会の形成に寄与することを目的とする。	申請のあった年月日 平成一九年二月九日
------------------------------------	-----------------	-------------------------	--	------------------------

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称

府中ショッピングセンター

2 所在地

府中市府川町字六反田一八六番地の一外

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称 府中商業開発株式会社 代表取締役 村上 勝長  
住所 府中市府川町一八六番地の一

(変更後)

名称 府中商業開発株式会社 代表取締役 小川 芳孝  
住所 府中市府川町一八六番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称 府中商業開発株式会社 代表取締役 村上 勝長  
住所 府中市府川町一八六番地の一

(二)

氏名 三好 晶子  
住所 福山市新市町新市七三九番地の五

(三)

名称 有限会社かもじや 代表取締役 村上 勝長  
住所 府中市府川町一八六番地の一

三 変更の日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年一月九日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成十八年三月二十四日

平成十八年七月二十九日

平成十八年十二月一日

平成十八年十二月二日

四 変更する理由

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

代表者変更のため

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

代表者変更のため

テナントの入替のため

テナントの入替のため

(四) 名称 株式会社ダイヤモンドテレコム 代表取締役社長 大和 泰

住所 東京都中央区日本橋二丁目一三番一〇号

(五) 氏名 丸尾 一

住所 府中市府川町七三五番地

(一) 名称 府中商業開発株式会社 代表取締役 小川 芳孝

住所 府中市府川町一八六番地の一

(二) 名称 有限会社エルサ 代表取締役 砂内 一伸

住所 三原市城町一丁目三番一号

(三) 名称 株式会社ニシオカ 代表取締役 西岡 茂

住所 岡山県笠岡市中央町二三番地の三二

(四) 氏名 山崎 吉夫

住所 府中市府川町二六九番地

(五) 氏名 山田 和宏

住所 府中市府中町五五五番地

(四) テナントの入替のため  
(五) テナントの入替のため

五 届出年月日

平成十九年二月二十二日

六 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 縦覧場所

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一〇番五二号)

府中市総務部商工観光課(府中市府川町三二五)

2 縦覧期間

平成十九年三月五日から平成十九年七月五日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

3 縦覧のできる時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

七 意見書の提出

法第八条第二項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から四月以内に、県に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十九年七月五日

2 提出先

広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室

庄原市所在の備北西部地区(花技工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十八年三月三十日完了した。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田雄山

庄原市所在の高茂金田地区(下本郷工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十五年三月二十八日完了した。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田雄山

北広島町及び安芸太田町所在の芸北地区(1工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十六年九月六日完了した。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田雄山

北広島町所在の芸北地区(2工区) 県営土地改良事業(農業用道路整備事業)の工事が平成十八年三月二十九日完了した。

平成十九年三月五日

広島県知事 藤田雄山

選挙管理委員会告示

広島県選挙管理委員会告示第十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年三月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	ドエル祇園	広島市安佐南区祇園二丁目五番一八号	平成一九年二月二日
老人ホーム	特別養護老人ホームへさか福寿苑	広島市東区戸坂大上一丁目五番一八号	平成一九年二月二日
病院	医療法人あさだ会 浅田病院	広島市安芸区矢野町七〇〇番地	平成一九年二月二日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム グランホームあさひ	広島市佐伯区旭園九番三二号	平成一九年二月二日
老人ホーム	特別養護老人ホーム ぼたるの里	尾道市因島中庄町一〇三〇番地	平成一九年二月二日
老人ホーム	特別養護老人ホーム ひらはらの郷	尾道市平原一丁目二〇番二〇号	平成一九年二月二日
病院	介護老人保健施設 原	廿日市市原九二六番地の一	平成一九年二月二日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム 望海の里	廿日市市宮島口東二丁目一三番一五号	平成一九年二月二日

病 院	医療法人 かのしの木会 介護老人保健施設さ くら	安芸郡海田町堀川町二番三三号	平成一九年二月二日
-----	--------------------------------	----------------	-----------

広島県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があった。

平成十九年三月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

指 定	施 設	変 更 事 項	変 更 後
病 院	佐々木病院	呉市焼山南一丁目八番二 三三三号	特定医療法人紅十字会聖 ラザロ病院
老 人 福 祉 施 設	介護老人福祉施設 しま なみ苑	尾道市因島三庄町三四〇 二番地二一	尾道市因島三庄町三四〇 四番地二一
病 院	大野浦病院	佐伯郡大野町丸石二丁目 三番三五号	廿日市市丸石二丁目三番 三五号
老 人 保 健 施 設	老人保健施設 へにまん さくの里	佐伯郡大野町一三三〇番 地	廿日市市大野一三三〇番 地
老 人 福 祉 施 設	特別養護老人ホーム 洗 心園	佐伯郡大野町宮浜温泉一 丁目一番一八号	廿日市市宮浜温泉一丁目 一番一八号
病 院	医療法人 山本整形外科	安芸郡海田町堀川町二番 二二三三号	医療法人 かのしの木会 山本整形外科病院

広島県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設として指定している次の施設の指定を取り消した。

平成十九年三月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施 設 の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
病 院	医療法人仁愛会 新宮 島病院	佐伯郡大野町前空二丁目一番七 号	平成一九年二月二日

広島県選挙管理委員会告示第十五号

平成十七年広島県選挙管理委員会告示第百十一号（公職選挙法の規定による開票区の設置）は、廃止する。

平成十九年三月五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第20号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年國家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成19年 3 月 5 日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 同 登

検 定 号	検定の有効 期間	遊技機の 種類	型 式 名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
6S0956	告示の日 (平成19年 3月5日) から3年間	回胴式遊技 機	三國志T	アエシー 株式会社 代表取締役 泉 義幸 (東京都台東区松が谷一 丁目3番5号JPR上野 イーストビル7階)	左 同
6S0921	同上	同上	三國志S	同上	左 同
6S1013	同上	同上	遊撃ちや うそS	同上	左 同



# 広島県報

定期第17号  
付 録

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 平成十八年 十二月分目録

定期 (第九十二号から  
第九十八号まで)  
号外 (第九十三号から  
第九十九号まで)

頁	日	号外	ページ
五	〇 条 例		
五	ひろしまの森づくり県民税条例	三	176
六	公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例	三	
六	公立大学法人県立広島大学への職員の引継ぎに関する条例	三	
六	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例	三	
六	ひろしまの森づくり基金条例	三	
七	公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例	四	
七	広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	五	
七	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	六	
七	広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	六	
八	職員の給与の特例に関する条例	三	
八	市町立学校職員の給与の特例に関する条例	三	
九	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	三	
九	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	三	
九	特別職の職員等の給与の特例に関する条例	三	
九	知事の給与の特例に関する条例	三	
九	ひろしま観光立県推進基本条例	三	
〇 規 則			
五	県立広島大学管理規則の一部を改正する規則	三	
五	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	三	
五	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十八条の二第三項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則	三	
五	広島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	三	
五	広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	三	
〇 訓 令			
六	広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	六	
一六	広島県決裁規程の一部を改正する訓令	三	
一七	広島県職員等表彰規程の一部を改正する訓令	三	
一八	広島県決裁規程の一部を改正する訓令	三	
〇 告 示			
九〇	許可をすべき皆伐面積の限度	一	163
九一	家畜伝染病の発生	四	
九二	換地計画に伴う字の区域の変更	四	
九三	解除予定保安林に関する旨の通知	四	
九四	道路の区域変更	四	
九五	都市計画の変更	四	
九六	港湾法の規定による臨港地区及び分区の指定	四	
九七	公の施設の指定管理者の代表者の変更	七	
九九	保安林予定森林	七	
一〇〇	換地計画に伴う字の区域の変更	七	
一〇一	道路の区域変更	七	
一〇二	都市計画の変更	七	
一〇三	国土調査の成果の認証	七	
一〇四	保安林予定森林に関する旨の通知	二	
一〇五	解除予定保安林に関する旨の通知	二	
一〇六	公共測量の実施	二	
一〇七	道路の区域変更	二	
一〇八	道路の供用開始	二	
一〇九	救急病院等の認定	二	
一一〇	生活保護法の規定による医療機関の指定	二	
一一一		二	
一一二		二	
一一三		二	

〇三三	生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	〇
〇三四	生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	〇
〇三五	生活保護法の規定による指定施術者の指定の辞退	〇
〇三六	農業振興地域の区域の変更	〇
〇三七	農業振興地域の指定の解除	〇
〇三八	〃	〇
〇三九	〃	〇
〇四〇	保安林予定森林にする旨の通知	〇
〇四一	〃	〇
〇四二	〃	〇
〇四三	〃	〇
〇四四	〃	〇
〇四五	〃	〇
〇四六	応急入院指定病院の指定	〇
〇四七	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十二條の四第四項及び第三十三條第四項の規定による特例措置を採ることができる精神病院の認定	〇
〇四八	地方卸売市場の廃止の許可	〇
〇四九	保安林予定森林	〇
〇五〇	急傾斜地崩壊危険区域の指定	〇
〇五一	救急病院等の認定	〇
〇五二	救急病院等の協力申出の撤回及び救急病院等の認定	〇
〇五三	漁業災害補償法の規定による漁獲共済義務加入申込みに対する同意	〇
〇五四	保安林予定森林	〇
〇五五	解除予定保安林	〇
〇五六	解除予定保安林の変更	〇
〇五七	道路の区域変更	〇
〇五八	〃	〇
〇五九	海岸保全区域の指定	〇
〇六〇	海岸保全区域の廃止	〇
〇六一	保安林予定森林	〇
〇六二	公共測量の実施	〇
〇六三	土砂災害警戒区域等の指定	〇
〇六四	〃	〇
〇六五	〃	〇
〇六六	〃	〇
〇六七	〃	〇
〇六八	〃	〇
〇六九	〃	〇
〇七〇	〃	〇
〇七一	〃	〇
〇七二	〃	〇
〇七三	〃	〇
〇七四	〃	〇
〇七五	〃	〇
〇七六	〃	〇
〇七七	〃	〇
〇七八	〃	〇
〇七九	〃	〇
〇八〇	〃	〇
〇八一	〃	〇
〇八二	〃	〇
〇八三	〃	〇
〇八四	〃	〇
〇八五	〃	〇
〇八六	〃	〇
〇八七	〃	〇
〇八八	〃	〇
〇八九	〃	〇
〇九〇	〃	〇
〇九一	〃	〇
〇九二	〃	〇
〇九三	〃	〇
〇九四	〃	〇
〇九五	〃	〇
〇九六	〃	〇
〇九七	〃	〇
〇九八	〃	〇
〇九九	〃	〇
一〇〇	〃	〇
一〇一	〃	〇
一〇二	〃	〇
一〇三	〃	〇
一〇四	〃	〇
一〇五	〃	〇
一〇六	〃	〇
一〇七	〃	〇
一〇八	〃	〇
一〇九	〃	〇
一一〇	〃	〇
一一一	〃	〇
一一二	〃	〇
一一三	〃	〇
一一四	〃	〇
一一五	〃	〇
一一六	〃	〇
一一七	〃	〇
一一八	〃	〇
一一九	〃	〇
一二〇	〃	〇
一二一	〃	〇
一二二	〃	〇
一二三	〃	〇
一二四	〃	〇
一二五	〃	〇
一二六	〃	〇
一二七	〃	〇
一二八	〃	〇
一二九	〃	〇
一三〇	〃	〇
一三一	〃	〇
一三二	〃	〇
一三三	〃	〇
一三四	〃	〇
一三五	〃	〇
一三六	〃	〇
一三七	〃	〇
一三八	〃	〇
一三九	〃	〇
一四〇	〃	〇
一四一	〃	〇
一四二	〃	〇
一四三	〃	〇
一四四	〃	〇
一四五	〃	〇
一四六	〃	〇
一四七	〃	〇
一四八	〃	〇
一四九	〃	〇
一五〇	〃	〇
一五一	〃	〇
一五二	〃	〇
一五三	〃	〇
一五四	〃	〇
一五五	〃	〇
一五六	〃	〇
一五七	〃	〇
一五八	〃	〇
一五九	〃	〇
一六〇	〃	〇
一六一	〃	〇
一六二	〃	〇
一六三	〃	〇
一六四	〃	〇
一六五	〃	〇
一六六	〃	〇
一六七	〃	〇
一六八	〃	〇
一六九	〃	〇
一七〇	〃	〇
一七一	〃	〇
一七二	〃	〇
一七三	〃	〇
一七四	〃	〇
一七五	〃	〇
一七六	〃	〇
一七七	〃	〇
一七八	〃	〇
一七九	〃	〇
一八〇	〃	〇
一八一	〃	〇
一八二	〃	〇
一八三	〃	〇
一八四	〃	〇
一八五	〃	〇
一八六	〃	〇
一八七	〃	〇
一八八	〃	〇
一八九	〃	〇
一九〇	〃	〇
一九一	〃	〇
一九二	〃	〇
一九三	〃	〇
一九四	〃	〇
一九五	〃	〇
一九六	〃	〇
一九七	〃	〇
一九八	〃	〇
一九九	〃	〇
二〇〇	〃	〇

〇三三	特定非営利活動法人の定款変更認証申請	〇
〇三四	大規模小売店舗立地法の規定による県の意見	〇
〇三五	県営土地改良事業の換地計画の樹立	〇
〇三六	市町都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧	〇
〇三七	〃	〇
〇三八	〃	〇
〇三九	〃	〇
〇四〇	〃	〇
〇四一	〃	〇
〇四二	〃	〇
〇四三	〃	〇
〇四四	〃	〇
〇四五	〃	〇
〇四六	〃	〇
〇四七	〃	〇
〇四八	〃	〇
〇四九	〃	〇
〇五〇	〃	〇
〇五一	〃	〇
〇五二	〃	〇
〇五三	〃	〇
〇五四	〃	〇
〇五五	〃	〇
〇五六	〃	〇
〇五七	〃	〇
〇五八	〃	〇
〇五九	〃	〇
〇六〇	〃	〇
〇六一	〃	〇
〇六二	〃	〇
〇六三	〃	〇
〇六四	〃	〇
〇六五	〃	〇
〇六六	〃	〇
〇六七	〃	〇
〇六八	〃	〇
〇六九	〃	〇
〇七〇	〃	〇
〇七一	〃	〇
〇七二	〃	〇
〇七三	〃	〇
〇七四	〃	〇
〇七五	〃	〇
〇七六	〃	〇
〇七七	〃	〇
〇七八	〃	〇
〇七九	〃	〇
〇八〇	〃	〇
〇八一	〃	〇
〇八二	〃	〇
〇八三	〃	〇
〇八四	〃	〇
〇八五	〃	〇
〇八六	〃	〇
〇八七	〃	〇
〇八八	〃	〇
〇八九	〃	〇
〇九〇	〃	〇
〇九一	〃	〇
〇九二	〃	〇
〇九三	〃	〇
〇九四	〃	〇
〇九五	〃	〇
〇九六	〃	〇
〇九七	〃	〇
〇九八	〃	〇
〇九九	〃	〇
一〇〇	〃	〇
一〇一	〃	〇
一〇二	〃	〇
一〇三	〃	〇
一〇四	〃	〇
一〇五	〃	〇
一〇六	〃	〇
一〇七	〃	〇
一〇八	〃	〇
一〇九	〃	〇
一一〇	〃	〇
一一一	〃	〇
一一二	〃	〇
一一三	〃	〇
一一四	〃	〇
一一五	〃	〇
一一六	〃	〇
一一七	〃	〇
一一八	〃	〇
一一九	〃	〇
一二〇	〃	〇
一二一	〃	〇
一二二	〃	〇
一二三	〃	〇
一二四	〃	〇
一二五	〃	〇
一二六	〃	〇
一二七	〃	〇
一二八	〃	〇
一二九	〃	〇
一三〇	〃	〇
一三一	〃	〇
一三二	〃	〇
一三三	〃	〇
一三四	〃	〇
一三五	〃	〇
一三六	〃	〇
一三七	〃	〇
一三八	〃	〇
一三九	〃	〇
一四〇	〃	〇
一四一	〃	〇
一四二	〃	〇
一四三	〃	〇
一四四	〃	〇
一四五	〃	〇
一四六	〃	〇
一四七	〃	〇
一四八	〃	〇
一四九	〃	〇
一五〇	〃	〇
一五一	〃	〇
一五二	〃	〇
一五三	〃	〇
一五四	〃	〇
一五五	〃	〇
一五六	〃	〇
一五七	〃	〇
一五八	〃	〇
一五九	〃	〇
一六〇	〃	〇
一六一	〃	〇
一六二	〃	〇
一六三	〃	〇
一六四	〃	〇
一六五	〃	〇
一六六	〃	〇
一六七	〃	〇
一六八	〃	〇
一六九	〃	〇
一七〇	〃	〇
一七一	〃	〇
一七二	〃	〇
一七三	〃	〇
一七四	〃	〇
一七五	〃	〇
一七六	〃	〇
一七七	〃	〇
一七八	〃	〇
一七九	〃	〇
一八〇	〃	〇
一八一	〃	〇
一八二	〃	〇
一八三	〃	〇
一八四	〃	〇
一八五	〃	〇
一八六	〃	〇
一八七	〃	〇
一八八	〃	〇
一八九	〃	〇
一九〇	〃	〇
一九一	〃	〇
一九二	〃	〇
一九三	〃	〇
一九四	〃	〇
一九五	〃	〇
一九六	〃	〇
一九七	〃	〇
一九八	〃	〇
一九九	〃	〇
二〇〇	〃	〇



